

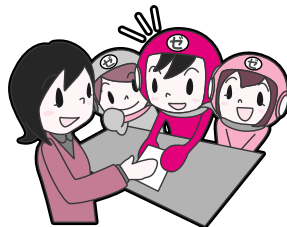
# 市民税 県民税

# 申告が始まります

## 申告が必要なかた

平成18年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の「のいずれにあてはまるかた」

市民税課個人市民税担当tel(866)2055  
 河辺市民センター税務班tel(882)5171  
 雄和市民センター税務班tel(886)5540



平成17年中に次の所得があつたかた：  
 自営業や農業などの事業による所得、  
 地代や家賃などの不動産による所得、  
 非上場株式の配当所得、生命・損害保  
 険の満期・解約による一時所得、個人  
 年金・原稿料・講演料などの雑所得、  
 土地・建物などの譲渡所得など  
 サラリーマン(パート・アルバイト)を含  
 むで、次のいずれかにあてはまるかた  
 ・平成17年中に退職し、その後再就職し  
 ていないかた  
 ・年末調整に間に合わなかつたり、付け  
 忘れた所得控除を受けようとするかた  
 公的年金を受給しているかたで、所得  
 控除を受けようとするかた  
 平成17年中に所得はないが、税に關す  
 る証明書や申告書の写しが必要なかた

## 申告が不要なかた

税務署に所得税の確定申告をするかた：確  
 定申告が必要なかたは、広報あきた1月16  
 日号12ページの「税務署からお知らせ」を  
 ご覧ください

## 申告に必要なもの

印鑑と申告書：申告書は会場にも  
 用意してあります  
 給与、公的年金などの所得があつ  
 たかたは、平成17年分の源泉徴収  
 票  
 事業や不動産による所得があつた  
 かたは、収入と必要経費などがわ  
 かる帳簿類、領収書など：収支内  
 訳書で、事前に計算してください  
 農業による所得があつたかたは、  
 農協などからの平成17年産米穀売  
 渡証明書と各種証明書(拠出金、  
 補償金など記載のもの)  
 平成17年中に支払った国民健康保  
 険税(料)・国民年金保険料・介護  
 保険料の領収書・医療費の領収書  
 と保険金などで補てんされた金額  
 のわかるもの、生命保険・損害保  
 険などの控除証明書  
 障害者控除を受けられるかたは障  
 害者手帳(写しでも可)  
 配偶者に所得があつたかたは、そ  
 の所得がわかる書類



申告会場と日程は10ページから

今年から、**65歳以上**の  
 かたの制度が変わります

高齢者の控除などが、今年か  
 ら大きく変わります。

例えば、65歳以上で公的年金  
 の収入が250〜350万円くらいのか  
 ただと、年間で4万円前後、市・  
 県民税が増えることとなります。

公的年金による所得に対する、最  
 低140万円の控除を、120万円に引き  
 下げました

年間所得が1千万円以下のかたの  
 老年者控除を廃止しました

年間所得が125万円以下のかたの非  
 課税制度を段階的に廃止します

詳しくは「広報あきた」12月1日号、  
 または秋田市ホームページ(<http://www.city.akita.akita.jp/city/in/pv/ak1>)  
 をご覧ください



## 申告は**郵送**が便利

申告の相談が必要ないか  
 たは、申告書に必要な事項を  
 記入、押印し、必要書類を  
 添付のうえ、3月15日(水)ま  
 で、同封の返信用封筒で郵  
 送してください。  
 「郵送申告」は、申告会場の  
 日程にかかわらず、いつで  
 も申告できるので便利です。

得する！

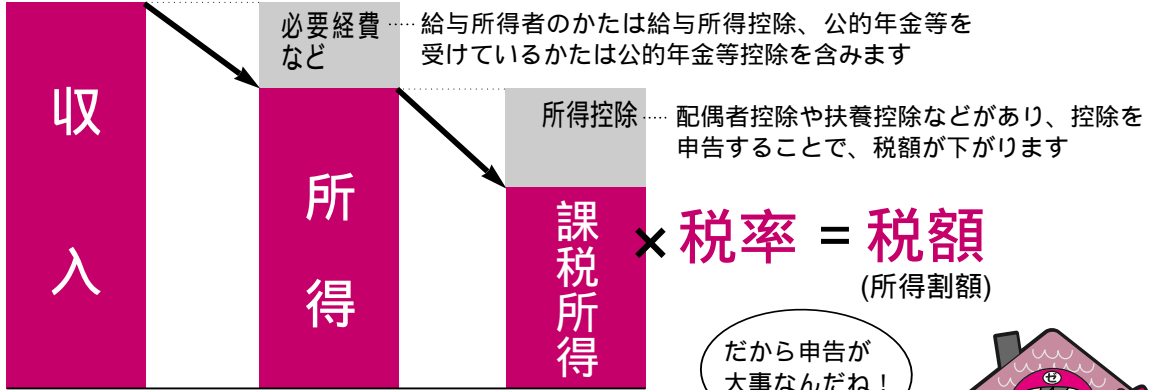
知っておきたい

# 市民税のしくみ

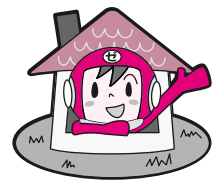


市民税・県民税の所得割は、所得から所得控除を引いた「課税所得」に税率をかけて出すんだ。だから、同じ収入がある人でも税金の額が違うことがあるんだよ。

パートなどの給与収入のみの場合、その金額が96万5千円以下であれば、市民税・県民税はかかりません



だから申告が大事なんだね！



## 所得控除でかしこくやりくり

所得控除は、税金を計算するときみんなの個人的な事情を考えて、それぞれに公正な負担になるよう調整する制度なんだ。いろいろある所得控除の要件に当てはまると、所得金額からその所得控除を差し引くことができるよ。

その中から今回は、みんなに身近な医療費控除と社会保険料控除を説明するよ！

### 医療費控除

- ・前年中に病院や薬局などに支払った医療費が一定の金額を超えると、超えた分だけ控除されるよ
- ・通院のために使った電車やバスの料金も含まれるので、日時・経路・運賃をメモしておこう

健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」は領収書の代わりになりません。また、健康診断や人間ドック、予防接種、入院時の差額ベッド代は原則、医療費控除の対象外です。

### 社会保険料控除

- ・社会保険料控除には、健康保険税(料)、公的年金の保険料、介護保険料などがあるよ
- ・前年中に支払った金額全部が対象になるので、領収書などを用意してね

年金から天引きされている介護保険料は、本人以外は申告できません。



## 雪で被害を受けた皆さまへ

雪害によって、住宅・家財などに被害を受けたときは、「雑損控除」が適用される場合があります。  
市民税課 ☎(866)2055

**対象**

雪害により住宅や家財などに被害を受けたかたや、やむを得ない支出をしたかたで、次のいずれかにあてはまるかた。  
なお、両方にあてはまるかたは、いずれか多い金額が対象になります。

「住宅・家財の損壊などによる損失額」+ 「災害関連支出」の金額が、被害を受けた年の所得金額の10分の1を超える場合、その超えた分の金額  
「災害関連支出」の金額が5万円を超える場合、その超えた分の金額

### 災害関連支出の範囲

雪により損壊した住宅・家財の撤去や、屋根の雪下ろしなどのための人件費、除雪機械の借り上げ料、防護さく(雪囲い)など

### 申告に必要なもの

被害を受けた資産の明細(資産内容、取得時期・金額)がわかるもの  
被害により受ける保険金、損害賠償金、災害見舞金などの金額がわかるもの  
「災害関連支出」の金額がわかる明細と領収書

雪害により、市税の納付期限の延長や分割納付を希望されるかたは、納税課へご相談ください。

☎(866)2058

各会場とも駐車場に限りがありますので、自家用車でのご来場はご遠慮願います。

	地区	とき	ところ	受付時間		
中央 地域	千 秋	2月27日(月)・28日(火)	明德地区コミュニティセンター	9:30~15:00		
	中 通	2月27日(月)	市役所分館4階会議室 	9:00~16:30		
	大 町	2月27日(月)				
	保戸野	2月15日(水)				
	高 陽	2月22日(水)				
	旭 北	2月15日(水)				
	南 通	2月13日(月)				
	八 橋	3月10日(金)・13日(月)				
	川 尻	2月23日(木)・24日(金)				
	旭 南	2月20日(月)				
	川 元	2月21日(火)				
	茨 島	2月28日(火)・3月1日(水)				
	山 王	3月7日(火)				
	泉	3月8日(水)・9日(木)				
檜 山	2月16日(木)・17日(金)	南部公民館			9:30~15:00	
	2月24日(金)					
東部 地域	手 形	2月17日(金)	旭川地区コミュニティセンター	9:30~15:00		
		2月27日(月)・28日(火)	明德地区コミュニティセンター			
	手形山	2月14日(火)	市役所分館4階会議室	9:00~16:30		
	東通・横森・桜	2月13日(月)・14日(火)	東地区コミュニティセンター	9:30~15:00		
		広 面	2月13日(月)・14日(火)		東地区コミュニティセンター	
	2月15日(水)・16日(木)		東部公民館			
	柳 田	2月15日(水)・16日(木)	東部公民館			
	旭川・新藤田・添川・濁川・山内・仁別	2月17日(金)	旭川地区コミュニティセンター			
		太平	3月6日(月)		太平地域センター	
	桜ガ丘・桜台・大平台・山手台	3月2日(木)・3日(金)	市役所分館4階会議室	9:00~16:30		
下北手		2月15日(水)・16日(木)	東部公民館	9:30~15:00		
	3月7日(火)	下北手地域センター	9:30~11:30			
西部 地域	勝 平	2月22日(水)・23日(木)	勝平地区コミュニティセンター	9:30~15:00		
	新 屋	3月10日(金)~15日(水)	新屋支所	9:00~16:00		
		浜 田	3月3日(金)	浜田地区コミュニティセンター	9:30~15:00	
	3月10日(金)~15日(水)		新屋支所	9:00~16:00		
	豊 岩	3月8日(水)	豊岩地域センター	9:30~15:00		
	下 浜	3月9日(木)	下浜地域センター	9:30~15:00		
南部 地域	牛島東	2月24日(金)	南部公民館	9:30~15:00		
	大住・牛島(東以外)	3月6日(月)・7日(火)	大住地区コミュニティセンター			
	卸 町	3月2日(木)	市役所分館4階会議室	9:00~16:30		
	御野場・御所野・四ツ小屋	2月27日(月)・28日(火)	御野場地域センター	9:30~15:00		
		上北手	3月7日(火)	上北手地域センター	13:30~15:30	
	仁井田		2月24日(金)	南部公民館	9:30~15:00	
		2月27日(月)・28日(火)	御野場地域センター			
		3月1日(水)・2日(木)	仁井田中央会館			
3月6日(月)・7日(火)		大住地区コミュニティセンター				
北部 地域	寺 内	2月14日(火)	寺内地域センター	9:30~15:00		
	外旭川	3月1日(水)	外旭川地域センター			
	土崎港(東・北以外)	3月10日(金)~15日(水)	土崎支所	9:30~15:00		
	土崎港東	2月20日(月)・21日(火)	将軍野地域センター			
	将軍野	2月9日(木)・10日(金)	港北地区コミュニティセンター			
		2月20日(月)・21日(火)	将軍野地域センター			
	飯 島	2月9日(木)・10日(金)	港北地区コミュニティセンター			
		3月2日(木)・3日(金)	飯島地域センター			
	港北・土崎港北	2月9日(木)・10日(金)	港北地区コミュニティセンター			
	金 足	農業所得あり	2月21日(火)~23日(木)		新あきた農協追分支店	9:30~15:00
			3月8日(水)		金足地域センター	9:30~11:30
	下新城	農業所得あり	2月16日(木)・17日(金)・20日(月)		新あきた農協追分支店	9:30~15:00
		3月8日(水)	下新城地域センター		13:30~15:30	
上新城	3月8日(水)	上新城地域センター	13:30~15:30			
全 地 区		2月19日(日)・26日(日)	サンバル秋田大会議室	10:00~15:30		
		3月6日(月)・14日(火)・15日(水)	市役所分館4階会議室	9:00~16:30		

申告期間 2月9日(木)~3月15日(水)

# 申告会場と日程

2月19日・26日の日曜日にはサンバル秋田でも申告を受け付けます。  
河辺・雄和地域のかたもどうぞ。

市民税・県民税は、前年の所得(9ページ参照)に対し、今年の1月1日現在にお住まいの市町村で課税される税金です。正しい税額を計算するためには、みなさんの前年の所得と所得控除を把握する必要があります。期間内の申告をよろしく願います。



www.nta.go.jp  
確定申告

## 確定申告をお忘れなく

### 申告受付期間

- 所得税 ▶ 2月16日(木)～3月15日(水)
- 贈与税 ▶ 2月1日(水)～3月15日(水)
- 消費税(個人事業者) ▶ 3月31日(金)まで

平成17年分の所得税・贈与税・消費税(個人事業者)の確定申告は、期限内に行いましょう。

申告書は秋田南・北税務署、および下記申告センターで受け付けます。

- 秋田南税務署 ▶ 県労働会館  
申告センター ▶ 「フォーラムアキタ」
- 秋田北税務署 ▶ セリオン2階  
申告センター ▶ イベントホール

受付時間や申告の相談など、詳しくは広報あきた1月16日号12ページをご覧ください。

**確定申告の問い合わせ** 秋田南税務署tel(833)5264秋  
田北税務署tel(845)1753

河辺・雄和地域のかたで昨年の申告時に送付を希望されたかたに、申告書を送付しています。

## 受付時間はいずれも9:30~11:30、13:30~15:30

地区	とき	ところ
東・小平岱・新川・鶴養	2月15日(水)	東生活改善センター
砂子淵・上三内・萱森	2月16日(木)	上三内農村集落センター
留見瀬・八慶・杉沢	2月17日(金)	岩見三内コミュニティセンター
繋沢・飛沢・道山	2月20日(月)	
鳥海・台	2月21日(火)	
柳町・上野・五郎谷地 曾場		
野崎・寺田・田尻	2月22日(水)	
上記日程に相談できなかったかた	2月23日(木)	神内公民館
大張野・奥出・神内・鶴巻	2月24日(金)	
赤平・境田・大沢	2月27日(月)	赤平ふれあい館
高岡・古大張野・新大張野	2月28日(火)	
戸島上・戸島中・戸島下	3月1日(水)	戸島ふるさとセンター
七曲・白熊・上野台・畑谷 丸山・豊成(大古川含む)	3月2日(木)	
山根・上諸井・下諸井・野田	3月3日(金)	河辺市民センター3階大会議室
大部・石川・岡村・ 式田・南台	3月6日(月)	
坂本・宮崎・下川原・ グリーン団地・高田	3月7日(火)	
役場前・茶藁野・前田・ 前田団地・畑・川原田	3月8日(水)	
獅子岱・黒沼・新栄町 ・榊表・小高	3月9日(木)	
上和田・中和田・下和 田・雇用促進住宅・松 淵(団地含む)	3月10日(金)	
上記日程に相談できなかったかた	3月13日(月) ～15日(水)	

河辺地域(今年から会場が7か所になります)



税理士がお答えします

## 確定申告無料相談

給与所得者、年金所得者、小企業の事業所得者が対象です。所得計算・申告書作成・改正消費税などの相談に、税理士が無料で応じます。

東北税理士会tel(832)2331

### 東北税理士会秋田南支部

とき / 2月17日(金)～19日(日)  
午前9時～11時と  
午後1時～3時に受け付け  
ところ / 秋田駅トピコ3階会議室  
来場者が多いため、相談  
時間は1人1時間以内で

### 東北税理士会秋田北支部

とき / 2月17日(金)、  
2月27日(月)～3月3日(金)  
午前9時～正午、午後1時～4時  
ところ / 土崎支所

## 受付時間はいずれも8:30~12:00、13:00~16:00

地区	とき	ところ
種沢	2月15日(水)	雄和市民センター
平尾鳥	2月16日(木)	
高野・相川宿舎・ 戸賀沢・高清水	2月17日(金)	
女米木・銅屋	2月20日(月)	
中ノ沢・萱ヶ沢	2月21日(火)	
神ヶ村	2月22日(水)	
新波	2月23日(木)	
碓田・繋・左手子・向野	2月24日(金)	
平沢・石田・妙法・ 上大部・水沢・糠塚	2月27日(月)	
湯野目・黒瀬	2月28日(火)	
樺川・鹿野戸・白鳥の丘	3月1日(水)	
寺沢・山崎・安養寺・ 橋台・三替沢・沖村	3月2日(木)	
芝野・本田	3月3日(金)	
農業所得収支計算(白 色申告)のかた	3月6日(月)	
上記日程に相談できな かったかた	3月15日(水)	

雄和地域

